

## 安全保障理事会決議 2208 (2015)

2015年3月5日、安全保障理事会第7399回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1970 (2011) およびリビアに関するその後の全ての安保理諸決議を想起し、

国際連合リビア支援ミッション (UNSMIL) に関する事務総長報告書 (S/2015/144) に留意し、

その中で為された国連駐留の構成に関する勧告を含む、リビアにおける国連駐留の戦略的評価に関する事務総長の特別報告書 (S/2015/113) にも留意し、

同国が直面している増加しつつある課題に対する政治的解決を促進する事務総長特別代表の現行の取組を支援し、

現在の状況において、UNSMIL の職務権限の短期的延長の必要性を認識し、

決議 2146 (2014) により規定された権限および課された措置の短期的延長の必要性もまた認識し、

リビアにおける事態が、国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定して、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 2146 (2014) により規定された権限および課された措置を 2015年3月31日まで延長することを決定する。

2. 国の主体的取組の原則に充分に従って、事務総長特別代表の指導力のもとで、決議 2144 (2014) の第6項に定められた、UNSMIL の職務権限を 2015年3月31日まで延長することを決定する。

3. この問題に引き続き取り組むことを決定する。